

中河内サポステ通信

令和6年11月号

日が暮れるのが一段と早くなり、
朝晩の冷え込みに晩秋の訪れを感じます。
コツコツと目の前のこと取り組みましょう！



働く準備、ワンポイントアドバイス！

知って役立つ労働法より

～多様な働き方～

③パートタイム労働者

パートタイム労働者とは、パートタイム・有期雇用労働法で定義されている「**短時間労働者**」のことをいい、
1週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用されている通常の労働者（いわゆる「**正社員**」）と比べて
短い労働者のことを指しています。法律上はパートタイマーやアルバイトという区別はなく、条件を満たせば呼び名は違っても全て**パートタイム労働者**となります。



また、パートタイム労働者も各種労働法が適用されます。
したがって、要件を満たしていれば、**年次有給休暇**も取得できますし、**雇用保険**や**健康保険**、**厚生年金保険**が適用されます。

労働者を雇い入れる際、会社は、労働条件を明示すること、特に重要な条件については文書を交付することが義務づけられています。またパートタイム・有期雇用労働法は、**パートタイム労働者の「雇用形態に関わらない校正な待遇の確保」**を目指しており、パートタイム労働者を雇用する事業主が講じなければならない、パートタイム労働者と通常の労働者（いわゆる「正社員」）との間の不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、裁判外紛争解決援助手続きの整備が定められています。

令和6年4月更新版 知って役立つ労働法 働くときに必要な基礎知識（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001241210.pdf>

を元に作成

中河内サポステスタッフ インタビュー

中河内サポステにはどんなスタッフがいるのか？
簡単な質問を通して、知ってもらうコーナーです

テーマ
チャレンジしたいこと



Q：チャレンジしたいことは何ですか？

A：「1日8000歩」



Q:理由を教えてください。

A：健康に長生きできるように今から少しづつ始めようと考えています。まず、手軽にできることとして歩くことにしました。少しづつ歩数を増やしていきたいと思っています。